

民権派新聞の天皇巡幸観について

目次

はじめに

一、二つの天皇巡幸観

二、巡幸批判の展開

三、「聖旨」への期待の拡大

おわりに

はじめに

自由民権運動が全国的な広がりをもって展開される一八八〇年を前後して、明治政府は前後四回にわたる大々的な天皇巡幸を行った。一八七六年の東北巡幸、一八七八年の北陸・東海道巡幸、一八八〇年の中央道

朴 晋 雨

巡幸、そして一八八一年の東北・北海道巡幸がそれであり、総日数二ヶ月前後、随行人員数百人にのぼる大行列であった。

このように、自由民権運動の高揚期である一八八〇年を前後して天皇巡幸が集中的に行われたことについて、色川大吉氏はすでに、「客観的には一つの政治的な競争になる」と指摘したことがある。⁽¹⁾そして、遠山茂樹氏も天皇巡幸は建て前では天皇が親しく民の疾苦を問うということであったが、実は巡幸を通じて天皇の「至仁の厚き」を知らしめることは、他ならぬ「自由民権派の排除」であったとし、民権側ではこうした天皇巡幸に対して批判の言をもって迎えたとして両者の対

抗關係を強調した。⁽²⁾

勿論、天皇巡幸が行なわれた時期は、自由民権運動と明治政府との対立がもっとも表面的に露呈された時でもある。しかし、このように民権側が天皇巡幸を批判的に迎えたという時、果たしてそれが天皇に対する批判を意味するものであるかについては疑問が残る。

特に、民権を主張する論理のなかに天皇に対する批判はほとんど含まれておらず、民権側では有司専制を排除したうえで、君民共治の立憲政体を構想していたという点については、遠山氏もすでに指摘されたところであるが、⁽³⁾こうした従来の指摘からみれば、民権側が天皇巡幸を批判的に迎えたとしても、それが直ちに天皇の存在を否定することを意味するものではないということも十分考えられるだろう。したがって、天皇巡幸と自由民権との關係を捉える際においても、単に民権側が天皇巡幸を批判的に迎えたことをもってその対抗關係に注目するよりも、その批判の論点はいかなるものであり、かつそれはいかなる論拠によって持ち出されたものであるかなどについても検討をすすめなけ

れば、天皇巡幸に対する民権側の対応のあり方も正確に捉えることができないだろう。⁽⁴⁾

本稿では、こうした問題意識に基づいて、天皇巡幸を民権側がいかなる論理をもって捉らえていたかについて、大新聞といわれる当時の民権派新聞の⁽⁵⁾天皇巡幸に対する社説を中心として検討してみたい。勿論、民権側の天皇巡幸に対する対応のあり方を民権派新聞がすべて代弁するものとは言えないが、少なくとも、民権側の天皇巡幸に対する批判の内実を検討する材料としては、充分な価値があるものといえるだろう。

一 二つの天皇巡幸観

一八七二年の西国への巡幸以来、「征韓」論争、佐賀の乱などの相つぐ対内外的な政局の混乱のため延期されてきた東北巡幸は、やがて一八七六年四月二十四日にいたって布告され、五月六日には同年の六月二日をもって巡幸がはじまることが正式に発表された。これに対して、民権派の各新聞でもそれぞれ巡幸關係の情報を記事化し、社説を掲載するなど、広く世論の関心

を呼び起こした。

さて、こうした民権派新聞の天皇巡幸に対する論調は、最初から批判的なものではなかった。民権派新聞のなかで天皇巡幸に対してはじめて社説を出したのは『郵』と『曙』であったが、まず『郵』（一八七六年四月二十七日）をみると、「天子巡幸ノ勞ヲ親ラシ、蒼生ヲ撫育シテ西辺北陲ニ臨玉フ、我儕同胞豈聖意ヲ奉戴シ、臣民トシテ尽スベキ義務ヲ尽シ、聖意ニ対セサルヘケンヤ」として、民衆を撫育するため自ら身を運んで巡幸する天皇の「聖意」に報ずるためにも、民衆は「義務」を尽くさなければならぬと、天皇巡幸を積極的に迎える立場を示していた。そして、その「義務」を尽くすとは、「我儕は去ル四月二十四日ヲ以テ発布セラレタル公令ヲ見テ、思想忽チ連環シテ昨年四月十四日の聖詔ニ及ヒ、御巡幸ノ感喜ハ直チニ義務ノ尽スヘキアルヲ想起シテ、終ニ聖詔ノ本意ヲ体シテ翼賛スルハ義務ヲ尽スノ第一歩ナルニ論及セリ」とあるように、一八七五年の漸次立憲政体設立の詔勅の「聖意」を翼賛することにはかならなかつた。民権側が、その

主張の根拠を五ヶ条誓文と漸次立憲政体設立の詔書のなかに求めていたことは周知の通りであるが、ここでは天皇巡幸もその延長線上で実行されるものとして捉えていたことがわかる。

また、同日の『曙』の社説では、明治維新以来の二回の行幸によって実現された東京への遷都、そして一八七二年の西国巡幸に続く今回の巡幸は「開国以来ノ盛事」であると称賛したうえで、「漸々開明ノ進路ニ方向ヲ注カシムルノ方略ニ御注意アラセラルヘキハ必然ノ理ニシテ、奥羽人民カ今度ノ御巡幸ヲ以テ許多ノ幸福ヲ占有スヘキハ申スニ及ハス、我カ日本全土ノ開明上ニ於テモ必ラス頗ル裨益スルトコロアルヘキ也」として、「鄙野蒙昧ナル」東北に天皇が親しく巡幸することとは、日本全国に「開化」の効果をもたらすものとして捉え、「更ニ北海道迄モ御巡行アラセラレナハ、実ニ一層ノ盛事一層ノ偉挙ト称シ奉ルベキ也」と、それを積極的に迎える論調を示した。

このように、民権派新聞の天皇巡幸に対する最初の二つの社説は、前者が天皇巡幸を五ヶ条誓文と漸次立

憲政体設立においての「聖旨」の延長として、そして後者が天皇巡幸によって日本全国に「開化」の効果をもたらすことに、それぞれ期待をかけて積極的に迎えたところに特徴があるといえるが、このことはその後展開される天皇巡幸に対する批判のあり方を理解するにおいても殊に注目しなければならぬ点である。

それは、天皇巡幸の実施にもなつて様々な弊害が露呈され、それに対する批判が展開される段階においても、こうした「聖旨」と「開化」の論理に基づく天皇巡幸観に規定されたところが少なくないからである。

ここでは、まず「聖旨」の論理が民権派新聞の天皇巡幸に対する批判のあり方をいかに規定しているかについて、一八七六年に開かれる予定であった地方官会議が東北巡幸によって見合わせになったことに対する民権派新聞の論調のなかからみてみよう。

まず、「一喜一憂ハ並ヒ馳セテ相駐マラズ」とはじまる『朝』(五月二十六日)の社説では、天皇巡幸を欽慕することは「全国民庶一般の実情」であり、年々歳々全国各地を巡幸して天皇の「恩沢」を遍く施すことは

民衆にとつて無限の幸福であると論じながらも、一方では「年々歳々ノ御巡幸アラバ、地方官会議ハ年々歳々御見合セニテ」とし、巡幸によって地方官会議が見合わせになることは、「天下国家ノ為メ大ニ憂ヘザルヲ得ザル」として疑念を表明した。さらに翌日の『横』(五月二十七日)でも、「吾輩ハ此御巡幸ト会議トニ於テ敢テ軽重ノ看ヲナス能ハザレトモ、我國民ガ早ク英國人民ト同等智識ノ位置ヲ占メ、国憲整々撃テ碎ケズ推シテ動カズ、全邦ノ安危ハ此ノ会議ノ消長ニ依テトスルニ至ルノ日ヲ望ミ、而シテ今般御巡幸ノ為メニ会議御開キ相成ラザル御布令ノ事ニ至テハ、吾輩未タ容易ニ之ヲ信スル能ハザル也」として、日本が一日でも早くイギリスと同等の民権を実現するためにも、当年の地方官会議を実行しなければならないと主張し、会議が見合わせになることに対して不満の態度をみせた。

しかし、民権派新聞でのこうした地方官会議の見合わせに対する疑念をもって、これを直ちに巡幸そのものへの批判と結びつけるわけには行かない。むしろ、

『朝』が「嗚呼一喜一憂ハ必ず通ルベカラザルノ道理ナル歟」と結び、また『横』が「今般御巡幸ノ為メニ會議御開キ相成ラザル御布令ノ事ニ至ツテハ、吾輩未タ容易ニ之レヲ信ズル能ハザル也」といったのは、天皇巡幸への批判というより、地方官會議と天皇巡幸をいずれも「聖旨」によるものとして受け止めていたため、一方では地方官會議の開催を求めながらも、他方では巡幸そのものを正面から否定することが困難であったジレンマの現れとして捉えられることができる。

このように、天皇巡幸に対する批判的な論調が「聖旨」への期待に規定されて展開される屈折した表現は、天皇巡幸を「開化」の効果をもたらすものとして捉える論調の場合にも同様であった。東北巡幸の大行列が東京を出発した翌日に出された『朝』（六月三日）の社説によると、

吾輩茲ニ謹デ此回奥羽御巡幸ノ成績ハ果シテ如何ナル点ニアル歟ヲ予想スル（中略）到底此御巡幸ヨリ生ジ来ル利益ハ、此御巡幸ニ付テ消耗スル費額ヲ償フニ足ラザル者アリ（中略）今回ノ御巡幸毫モ其

利益ナシト言フ可カラズ。何トナレバ奥羽ノ民ハ日本国中ノ最モ蒙昧ナル民ナリ、奥羽ノ地ハ日本国中ノ最モ荒漠ナル地ナリ。如此民ヲシテ其頑愚ノ旧夢ヲ喚覚シ、開明ノ曙光ヲ認見セシムル最近ノ方法ハ、先ツ形ヲ以テ示スニ在リ、然ル後理ヲ以テ論ズベシ（中略）是レ吾輩ガ今回ノ御巡幸ニ彼ノ高尚ナル理論ヲ如ヘテ直チニ之ヲ排議セズ、却テ之ニ最近実着ノ所見ヲ下シテ之ヲ賛成スル所以ナリ。

とある。ここで、まず前の部分だけをみれば、まさに天皇巡幸を正面から否定しているようにみえるかもしれない。しかし、これを全体的な文脈からみると、必ずしも巡幸批判をねらって書いたものとは考えられず、「聖旨」の論理と同様に、一方では地方官會議を見合わせるながら多大な費用を費やして実行する巡幸に対して批判しながらも、他方では巡幸によって「開化」の効果をもたらすことに期待をかけるという、両面性をもつ論理として捉えることができる。

六月九日の『郵』でも、「今般聖上ノ陸羽御巡幸ニ付、幾許ノ費金を要シ、何等ノ利扱ヲ生スルカハ、吾

人ノ宜ク觀察セサルヘカラサルノ一要題ナリ」として、巡幸にかかる巨額の費用がいかに使われるべきかという実質的な問題について述べながらも、「加フルニ方今ノ文化ヲ被ムル能ハザル辺民モ、御巡幸ノ道ニ沿フテ現ハレタル文化ノ徵候ニ親接スルノ機会ヲ得ルコトアラハ、自ラ開明ノ門ニ入ルノ刺衝トナルハ必然ナリ。是我輩ガ御巡幸ヨリ生スベキ利扱トスル所ナリ」として、巡幸を通じて「蒙昧」な民衆が「文化ノ徵候ニ親接」することは、巡幸がもたらす利益であるという認識を示したが、ここで注目されるのは、巡幸によって「開化」の効果をもたらすことを一応評価することによって、民権の実現により期待をかけている点である。六月十日の『曙』の社説でも、「陛下ハ已ニ立憲政体ヲ確定セラレシコトヲ期望シ玉フタリ」として天皇の「聖旨」について触れた上で、「今年ハ會議ヲ見合セテ奥州ニ御巡幸遊ハサルモノハ、奥州ノ未開ナル人民ノ蒙昧ナル、之ヲ開發シ之ヲ風化スルニ非サレハ、到底聖詔ノ教旨ヲ達スル能ハサルカ為メナリト見做サムルヲ得ズ、然ラサレハ、何ソ此ノ御巡幸ヲ以テ全国人民

ノ權利ヲ伸張スル地方官會議ヲ見合ハサルヘキノ理アランヤ」とした。つまり、ここでも天皇巡幸によって地方官會議が見合わせになったことに対して依然として強い疑念を表明しながらも、それが天皇巡幸に対する直接批判へと展開されず、むしろ「開化」の論理をもってその疑念に代替させることによって民権の実現に期待をかける方向へと転化しているのである。

それでは、なぜ、民権派新聞の天皇巡幸に対する論調は「開化」の論理を克服する方向ではなく、むしろそれを評価する方向へと展開されたのか。この点については、天皇が東北巡幸から還幸した翌日の『曙』(七月二十二日)の社説が注目される。つまり、ここでは、地方官會議が見合せになったことに対して依然として非難しながらも、「帝王ト人民ノ間、其ノ相隔絶スルコト東洋諸國ノ如クナラス、故ニ帝王人民ト相接スルコト益々密ナレハ、政体ノ進歩モ亦タ愈々著ルシク、功績ヲ現ハスヲ知ルヘシ。是ニ由テ觀ルトキハ、今度ノ御巡幸ハ実ニ時勢ノ進歩ヲ促カシ、立憲政体ニ進向スルノ徵効ヲ示スニ足ルモノアリト言ハサルヲ得ス」と

あるように、巡幸によって天皇と民衆が直接出会ったことを、民権の実現においてもわずかながら効果があるものとして評価したものであるが、それも天皇と民衆の単なる出会いではなく、「之ヲ尊敬シ奉ルハ好ケレトモ人類ノ看ヲ為サルニ至テハ恐レ多キ次第ナリト言ハサルヲ得ス」とあるように、天皇を神聖視する「陋習」から民衆が目覚めることが前提になっている。そこで

地方官会議ハ御見合せニ相成ルトモ、今度ノ御巡幸ハ転々上下ノ親接ヲ示ニ足ルモノアリテ、聖上モ決シテ人民ヲ奴隸視シ玉フニ非サルノ徴ヲ現シ、人民モ亦タ生神様ト認ムルカ如キノ陋見ヲ破ルニ足ラハ、是レ立憲政体ヲ確定スルノ実因トナル者ニ於テ、豈其ノ影響ヲ及ホスコトナカランヤ。

として、天皇と民衆の直接の出会い、民衆の天皇に対する生き神信仰から目覚める効果をもたらすと同時に、立憲政体の民権実現にも捷徑になるという認識に基づいて、天皇巡幸を評価しているのである。

このように、地方官会議の見合わせに対する疑念が

天皇巡幸に対する直接批判へと発展せず、むしろ巡幸によって「開化」の効果をもたらすことに期待をかける方向へと転化したのは、天皇巡幸を「聖旨」の延長として捉える論理の場合と同様であるといえる。民権派新聞が天皇巡幸を「開化」の効果をもたらすものとして捉えたのは、「蒙昧」な民衆が天皇巡幸を通じて天皇と「親接」することによって君主を神聖視する旧習から目覚め、そこで民権の伸張もはじめて可能であると認識していたからであったのである。

こうした民権派新聞の天皇巡幸に対する期待は、天皇巡幸の実施にともなって、沿道各地で様々な弊害が露呈される段階で巡幸批判へと転回するようになる。次には、こうした「聖旨」と「開化」の論理に基づいた巡幸批判がいかに展開されていくかについて、以後の三回の巡幸に即してみてみよう。

二 巡幸批判の展開

一八七八年の北陸・東海道巡幸に対する民権派新聞の論調は、東北巡幸の時に比べて批判の論点をよりは

つきりと展開していた。それは、最初にかけた巡幸への期待と、現実としての巡幸実体が掛け離れていたことからくる批判であったといえるが、ここでまず注目されるのは、以前においての、天皇巡幸を「開化」の効果をもたらすものとして捉らえる論点に変化が見られる点である。

例えば、北陸・東海道巡幸が正式に発表される以前に出された『朝』(一八七八年五月十日)の社説をみると、「夫ノ五載巡狩ノコトハ、之ヲ唐虞ノ時ニ行フ可クシテ、之ヲ後世ニ施ス可ラズ。特ニ巡幸ノコトタル、君主ノ慈恵ヲ以テ人民ヲ休助スル時ニ於テハ、誠ニ著シキ幸福ヲ其ノ州郡ニ及ボス可シト雖モ、立憲政体ヲ成立スル邦国ノ如キハ、已ニ法律ヲ以テ上下ノ約束ヲ為シ、君主ノ慈恵心ニ因ツテ救助賑恤ヲ施行ス可ラザ」として、天皇巡幸の無用を主張している。つまり、法律制度を定め、立憲国家を設立しようとする現段階では、むかしのように「天子ノ慈恵心」をもって民衆を撫育するようなことは必要がないと論じて巡幸による治民の効果を否定したことは、巡幸を「開化」

の効果をもたらすものとして捉らえたかつての論点が逆転していることを示すものといえる。勿論、こうした巡幸無用の主張の背景には、巡幸よりも民権の実現をより優先する考えがあったといえるが、一方では民権派新聞の「開化」の効果に対する認識があったことも指摘することができる。一八八〇年の巡幸に際しての『横』(四月四日)の社説は、こうした認識をより具体的に示している。つまり、ここでは君主の巡幸にはそれを必要とする時期と必要としない時期があるとして、**「何ヲカ巡行ヲ要スルノ時ト云フ。曰ク、文物未ダ開ケズ、藩弊未ダ去ラザル時はナリ。何ヲカ巡行ヲ要セザル時ト云フ。曰ク、明治近年ノ如キ是ナリ」**として、「地方ノ人民開明ノ雨露ニ浴シ、郡県ノ制四方ニ浹治シ、通信ノ便皇威ノ流通ヲ賛ケ、今朝ニ出デ、暮ニ全国ニ達シ、全国ノ人民只天子アルコトヲ知ツテ、其他ニ敬畏スベキ者アルヲ知」らざる今日においては、**「天皇巡幸を必要としないことを主張しているのである。」**

以上のような民権派新聞の「開化」の効果に対する

認識に基づく巡幸批判、あるいは巡幸無用論は、それが天皇に対する直接批判を意味するものではないにしても、全体からみれば極く少ない例である。しかし、ここで注目すべき点は、他の社説においても、一八七六年の東北巡幸の時にみられたような、天皇巡幸による「開化」の効果に期待をかけるという論調はほとんどみられない。その代りに、巡幸の実体が様々な矛盾を露呈するにつれて、巡幸に対する批判が東北巡幸の時に比べて一段と厳しくなると共に、よりいっそう天皇の「聖旨」を根拠として巡幸批判を行なっていた。

次の『曙』（一八七八年八月九日）の論調は、巡幸に際して沿道各地に達せられた地方官心得書の内容を批判したものととして、「聖旨」に対する期待を背景としながら、より厳しい巡幸批判を展開している点で注目される。つまり、「此二九条ニヨレハ、天覧ニ供セラルベキ事目ハ徳行ノ事、警察ノ事、勸業ノ事、牧畜、墾田、物産、地図、及一覽表ノ數項ニ過ズ、地方事情ニ関スル最重大ナル事目ヲ遺シテ挙ザルユエンノ者ハ何ゾヤ」として「親シク地方民情ヲ洞察」する天皇巡幸が

見せかけに過ぎない建て前であると批判し、「地方暴動水干盜賊ノ患」こそ天皇巡幸を通じてみるべきものであると主張したのであるが、それは、「暴動ノ事タル、其形跡ハ則憎ムベシト雖モ、真理ヲ其中ニ含蓄スルヤ亦深矣。政令ノ影響ヲ照映シ、人ヲシテ鑒戒セシムル者ハ地方良民ノ暴動ニ非スシテ何ゾヤ、故ニ曰地方暴動ハ其事情中ノ最重大ナル者也」とあるように、民衆の「暴動」のなかに真の民意が含まれていると認識していたからであった。ここで『曙』は、一八七六年に三重県から発生して愛知、岐阜へと波及した地租改正反対一揆を例にあげて論じているが、それは、巡幸の展開に伴って、その実体がますます彼らの期待と掛け離れていたことに対する批判でもあったといえる。先の『朝』（一八七八年五月十日）が、立憲国家の君主の巡幸は「蓋シ私費ヲ以テシテ公費ヲ以テセズ、私事ヲ以テシテ公事ヲ以テセザル也」と主張したのも、漸次立憲政体設立の公約の延長として行われるべき巡幸が、実際においては外見上の虚飾を飾ることによって、民衆にかなりの負担をかけていたことに対する批

判を含むものであった。明治政府、特に天皇巡幸の実質的な立案者であった大久保利通が、北陸巡幸を計画するにあたって前回の地方官心得書をより緻密なところまで整備して、「決シテ人民ノ難儀不相成様」に、また「総テ虚飾ニ流レ」ないように注意させたのも、巡幸実態に対する批判が高まることを憂慮したからにはかならなかつた。

しかし、北陸巡幸に際しても、依然として外見上の虚飾を飾ることによって民衆に負担がかけられていたのであるが、特に地方官心得書が、「御巡幸ノ義ハ親シク地方民情ヲ可被知食御趣意ニ付、百般ノ事務形容虚飾ニ互リ、一体ノ聖意ニ不乖戾様厚ク致注意、人民ノ困苦迷惑ニ不相成様取計候儀、肝要ニ候事」という趣旨を冒頭に掲げている限り、民権派新聞ではより徹底して、この「聖旨」を天皇巡幸に対する批判の根拠にした。先の『曙』が、「地方官ニシテ若シ其旨趣ヲ誤リ徒ニ外貌ノ整美ヲ其ノ治績ニ誇ラントスルガ如キアレバ、畜ニ人民ノ疾苦ヲ致スノミナラズ、其ノ御巡幸ノ趣旨ニ背クモ亦大ナリト言ハザルヲ得ズ」といったの

も、こうした地方官心得書に示された天皇の「聖旨」を根拠として、地方官が県治の実績を見せ掛けるため外見上の虚飾を施すことに対する批判にほかならなかつたのである⁽¹⁾。

さらに、こうした「聖旨」に基づく巡幸批判は、単に地方官にだけでなく、地域の有志らの中間層にもむけられていた。『朝』(一八七八年九月十四日)が巡幸に際して各地で外見上の虚飾を施すことを「珍奇ノ挙動」と難詰し、「必ズ二三ノ好事家が浮華ノ念頭ニ生ジ、或ハ学校ノ教員等ガ虚飾ヲ意匠ニ出テ、其ノ弊見ニ他人ヲ強ヒテ之ニ従事セシムルニ至ルノミ」と指摘したのは、巡幸を迎える地域の実態を的確にとらえてのことであつたといえる⁽²⁾。

このように、民権派新聞が地方官心得書に示された「聖旨」に基づいて巡幸実態を批判したのは、天皇巡幸を五ヶ条誓文と漸次立憲政体設立の詔勅の延長でとらえる前述の論理とも通じるものであるといえるが、次の『朝』(一八七八年九月二十八日)の社説は、「聖旨」を根拠とした民権派新聞の巡幸批判がもつ意義を考え

る上で殊に注目されるものである。

謹デ案ズルニ、前日皇上ノ御発聲ニ先ダチ、政府ヨリ地方官心得書ヲ沿道ノ府道ニ頒布セラル、ヤ、形容虚飾ヲ戒メ、鳳輦ノ通過ニ因ツテ農商諸民の職業ヲ妨害スルニ至ラシメザランコトヲ要シ、反覆之ヲ地方官に告示セラレタリ（中略）然ルニ吾輩ハ頃日新潟ノ事情ヲ聞クニ因リ、反覆熟思シテ愈ヨ其疑点ニ堪ヘザル者有ルナリ。何トナラバ、或ル新聞紙ノ記スル所ニ因ルニ、新潟県御駐輦中野菜ノ驟カニ騰貴セルヲ以テ、人々皆商估ノ狡猾ヲ咎メシニ、後之ヲ聞ケバ全ク県庁ヨリ嚴令ヲ下ダシテ、野菜物ノ市ヲ立ルヲ差留メラレシニ因レリ（中略）何等ノ場合ニ於テスルト雖モ、人民ノ職業ニ干渉スル能ハズ。是レ即チ所謂職業ノ自由ナル者ニシテ、天皇陛下ノ尊キヲ以テスルモ故ナクシテ、人民ノ營業ヲ妨止ス可カラザルヤ断乎トシテ其レ明カナリトス。

これは、地方官心得書が「庶民營業平日ノ通り可相心得事」と注意させたにもかかわらず、新潟県では天皇が泊まる三日間も市場の營業が禁止されたことに對

する批判であるが、そのなかでも、「天皇ノ尊キ」よりも「人民ノ職業」を優先させている点が注目される。

特に、「三日ノ久シキ菓菜ノ売買ヲ止メザル可カラシムレハ、聖明ナル我が天皇陛下ハ其ノ人民ノ職業ヲ妨ゲンヨリ、寧口別路ヲ通行スベキ」といった露骨な批判の後に、「何ヲ以テ之ヲ知ル。夫ノ懇々ナル沿道地方官ノ心得書ノ蓋シ皇上ノ聖意ニ出ルヲ信ズレバナリ」と結んでいるのは、巡幸批判に際して持ち出した「聖旨」の論理が、民権の要求をより効果的に主張するため利用されていることを示しているものといえる。さらに、もう一つ、折しも厳しくなってきた明治政府の言論弾圧を避けるための伏線があったことも、考慮にいれる必要があるだろう。

そういう意味では、「聖旨」の論理は、民権派新聞にとって天皇巡幸に対する批判の限界と克服の両側面を同時にもっていたと言える。つまり、天皇巡幸に対して示した「聖旨」の論理は、民権派新聞が克服しなければならない限界であると同時に、巡幸批判において有効な論旨を与える可能性をもつものであったのであ

る。しかし、こうした両面性をもちながらも、その実は天皇巡幸に対する最初の期待から完全に自由ではなかったことにこそ留意しなければならない。特に、一八八〇年の巡幸に際して、有司専制との対立が激しくなるにつれて、民権派新聞の論調は「聖旨」の論理により接近していくようになる。

三 「聖旨」への期待の拡大

一八八〇年の中央道巡幸に対する民権派新聞の論調は、国会開設の上書・建言および請願運動が全国的に拡大されていく状況のなかで展開された。特に、『横』(四月四日)が、「御巡幸ヲ要スル時アリ、要セザル時アリ」として、人民が未開な段階では、巡幸を通じて開明の効果をもたらす必要があったが、すでに、「開化」の効果をもたらしている今日においては巡幸のような煩いことを行う必要はないとし、たとえ巡幸が民衆の疾苦を視察するのだとしても、「余輩決シテ実地ノ疾苦ヲ視察アラセラル、ニ道ナキコトヲ知ルナリ」と批判したのは、国会開設の要求が高まっている当時の世

論を反映して、巡幸よりも国会開設を優先させることを政府側に迫ったものといえる。

他の民権派新聞の社説でも、こうした巡幸否定による国会開設の要求を迫る論調ではなかったものの、国会開設運動の全国的な盛り上がり呼応して、天皇巡幸にいかに対応すべきかという、もっとも実践的な問題に論調が集中されていた。例えば、四月十七日、片岡健吉・河野広中による「国会を開設するの許可を上願する書」が太政官に提出された直後の『朝』(四月二十二日)の社説は、こうした動きを反映したものと見て注目される。

本年御巡幸ニ就キ、其ノ沿道人民ノ最モ虚飾ヲ用ヒズ、形容ヲ造ラズ、民情ノ真面目ヲ呈シ聖旨ニ副フ所アルヲ期ス可キ一大事ハ、国会開設ノ希望是レナリ。(中略)御巡幸沿道ノ人民ハ、隠ス所ナク、国会設立ノ希望ヲ顯シ、民情ノ在ル所ヲ呈シ、以テ聖旨ニ乖戾セザル皇室ノ忠僕タルヲ期ス可キナリ。(中略)今度ノ御巡幸ハ、則チ民間ノ事情ヲシテ中間蔽遮ノ障リナク、直ニ雲上ニ達スルノ一大機会ナレ

バ、吾人ハ能ク聖旨ノ在ル所ヲ体シテ国会設立ノ希
望ヲ呈スルニ於テ決シテ憚ル所無カル可キナリ。

つまり、沿道の民衆が「修飾」を加えるのは、地方
官心得書に明示された天皇の「聖旨」を誤るのみなら
ず、天皇の「聖徳」にも背くことになるので、巡幸に
際して地方民情を自ら視察する天皇の「聖旨」に対し
て沿道の民衆は「民情」、すなわち国会開設の願望を積
極的に訴えなければならぬ、というのである。特に
「中間蔽遮ノ障リナク、直ニ雲上ニ達スルノ一大機会」
とあるのは、有司専制の妨げを排除したうえで、「民
情」を天皇に直接伝達できる具体的な方法、すなわち
天皇直訴を呼びかけるものであったといえる。

また、『曙』(六月四日)の社説では、一步すすんで天
皇巡幸よりも、上書・建言および請願が受理されるこ
とを優先的に要求している。

爰ニ学校ノ建築巍然トシテ其壯觀ノ見ルベキモ、
是畜ニ県官ノ敵令ニ成リテ民心ノ企望ニ背馳セバ、
是ヲ以テ偏ニ当地ノ民情ハ学業ヲ勤ル者ナリト云フ
ベカラズ(中略)恂ニ民間ノ真情ヲ知シ食シ給ハン

トナラバ、独り上申建言ノ一部ニ止ラズ請願ノ事項
ニ至ルマデ、苟モ民情ノ鬱結スル所ヲ開散セシムベ
キ方法ヲ尽スニ於テハ、尽ク之ヲ採用アラセラレテ
其是非得失ヲ親断アラセ給フニ至ラバ、是実ニ万世
不遇ノ盛挙ト云フベキナリ。

つまり、巡幸に際して学校の状況、警察の整備、道
路・橋梁の修築などを視察することに対してその形式
的な側面を批判し、もし民情を問うならば、まず国会
開設の上書・建言および請願を受理すべきであると主
張しているのである。

このように、その批判の論点においてはそれぞれ相
違点を見せているものの、『朝』が「御巡幸沿道ノ人民
ハ隠ス所ナク包ム所ナク国会開設ノ希望ヲ願シ」とい
い、『曙』が「尽ク之ヲ採用アラセラレテ其是非得失ヲ
親断アラセ給フニ至ラバ」といったのは、論理的に天
皇の「聖旨」により接近していることを意味するもの
として、天皇直訴の実践的な行動を広く呼びかける役
割を果たすものであったといえる。長野県の『松本
新聞』⁽¹³⁾が、「吾県下ノ人民タル者ハ亦恭シク鳳輦ヲ奉迎

シ審サニ民間ノ事情ヲ上陳シ、聖旨ニ反カサラン事ヲ希望ス」として「鳳輦ノ此ノ松本ニ着スルノ日ヲ待テ、各自ノ国会開設ヲ希望スルノ精神ヲシテ聖旨ニ透感セシメ、君民共治ノ策ヲ為スハ今日ノ最急務ナリ」と主張したのも、かかる呼びかけに呼応したものととして理解することができるものであり、実際の巡幸に際して国会開設の天皇直訴に関する記事は、当時の新聞記事なかに頻出してゐるのである。⁽¹⁴⁾

こうした民権側の動向に対して、明治政府は一步の譲歩もする気味はなく、むしろ巡幸に際しての天皇直訴など、民権側からの過激な行動を憂慮して、取締まり方及び沿道の警備をますます強化していったが、これに対する民権派新聞の論調は、いっそう論理的に天皇の「聖旨」に近付き、そこで有司官僚と天皇との区分はより明確になっていく。巡幸行列が東京を出発した翌日の『曙』(六月十六日)の社説は、国会開設の要求が一步後退したようにみえるものの、実は天皇の「聖旨」にその期待がより拡大されたことを表すものといえる。

御巡幸中上申ト言ヒ請願ト言ヒ何事ニテモ苟モ人
民ノ聖聽ニ達シ奉ラントスル者ハ、之ヲ執奏セシム
ルノ路ヲ開カセラレナバ、更ニ民情及び実況ヲ知尺
クシ食ル、ノ捷逕タルベシト信ジ、曾テ其ノ説ヲ紙
上ニ試ミシコトアリト雖モ、右ハ到底實際ニ行ハレ
ザルカ如シ。乍去御巡幸沿道中其竜眼ニ触レサセ給
フ所ハ、自ラ勅旨ニ感セラル、者アリテ、車駕御東
還ノ後ハ遂ニ当今ノ民情及び実況ヲ適フノ聖勅ヲ下
サセ給フニ至ルベキカ、将タ然ラサルベキカ、是亦
賤シキ匹夫ノ推量リ奉ルベキ所ニ非ズト雖モ、姑ク
其望ヲ表シテ他日ノ如何ヲ望ムト云フ。

つまり、上申・請願などを通じて民意を天皇に伝達することが実現できないにしても、巡幸を通じて天皇自らが国会開設を要求する民意をよく視察し、還幸してからかかる民意を反映した「聖勅」を直接下すように希望してゐるのである。このように、巡幸への期待だけでなく、還幸後の「聖旨」にまで期待が拡大されているのは、特に一八八一年の東北・北海道巡幸に際して、折しも発覚した北海道開拓使官有物払下げ事

件とあいまってより具体的に論じられるようになる。

一八八一年の東北・北海道巡幸に先立って、『朝』(七月三日)が「我輩ハ此御巡幸ニ於テ一良結果ヲ北海道十州ノ成スニ生ジ延イテ其ノ利益ヲ日本全国ニ蒙ラシメント望スル」と言い、また『横』(七月十九日)が「開拓使の存廃此モ御巡幸ニ依テ決セラレ」云々として、今度の巡幸を通じて開拓使の問題を解決し、日本全国に利益をもたらすことに期待をかけたのは、北海道開拓使の処分に対する当時の世論を反映したものであったといえる。

しかし、こうした期待も、巡幸直前に暴露された北海道開拓使官有物払下げ事件を契機として、民権派新聞の論調は一挙に厳しい有司批判へと集中されるようになる。東北・北海道巡幸は一八八一年の七月三十日にはじまり、開拓使長官の黒田清隆が千住駅で開拓使処分の勅許を得て正式の決定をみたのは八月一日であったが、すでに『横』では七月二十六日から三日間にかけて「関西貿易ノ近状」という題の社説を連載してこの事実を暴露し、その後からの各新聞の社説が、関

西商会及び、開拓使経営の批判、有司官僚への責任追及、国会開設・立憲政体の要求という形で展開されたのは周知の通りである。

さて、巡幸出発から二ヶ月以上をへて天皇の還幸が近付くにつれ、これまでの北海道開拓使官有物払下げ事件に対する民権派新聞の厳しい論調は、一転してもっぱら還幸以後の天皇の「聖勅」に期待を集中させるようになる。十月十日の『郵』が、「御巡幸ノ前一日」という題で、「抑モ我天子至仁至明天下公論ノ方向ヲ視察シ玉フニ敏ナレハ、夙ク立憲定立ノ勅諭アリシヲ以テ知ル可シ。(中略)惟ルニ還御ノ日ヨリ十日ヲ経ルノ間ハ、日本ノ政治上ニ於テ必ス一新路ヲ開クヘキ基ヲ立ツルノ日ナル可ケレハ、余輩ハ自今注意ヲ怠ラズシテ如何ナル事ノ社会ニ生ス可キヲ知ルコトアラント欲スルナリ」といったのは、還幸後の政治上の行方に対して関心が集中していることを示したものであるといえるが、『朝』(十月十二日)の社説では、

謹デ按ズルニ皇上ハ成ヲ大臣ニ責メ、垂拱シテ天下ヲ治マルノ盛徳ヲ学バセ賜フト雖トモ、賞罰黜陟

ノ大権ハ実ニ我が皇上ノ自ラ総攬シ給フ所ニシテ、神祖以来ノ皇統ヲ億万斯年ニ伝ヘ、国家ヲ永世ニ保持スルノ大計ヲ立テサセラル、ハ、則チ皇上ノ親断ニ出ヅ、豈ニ二三有司ノ左右スルヲ許シ賜フノ理アラシヤ。(中略)今回還京ノ後チニ於テ発シ給フ第一ノ勅命ハ、独リ目前ニ横ハル開拓使官物ノ葛藤ヲ断決セラル、ノミナラズ、又国会ヲ開設スルノ論言ナル可キハ天下一般ノ普ク信ジテ疑ハザル所ナリ。として、還幸後の政局への関心が「聖勅」に集中されていたことをより具体的に示していた。さらに、この段階ではすでに従前のような巡幸批判の論調はみられない。その代わりに、天皇と有司専制とをより明確に区別したうえで天皇の「親断」に期待を拡大させることによつて、民権の実現を求めているのである。このように、国会開設の要求が高まるなかで実施された一八八〇年の中央道巡幸以後、民権派新聞の論調は、有司官僚への厳しい批判とともに、国会開設と北海道官有物払下げ事件の問題を、還幸以後の「聖勅」によつて解決するよう期待をかけていった。こうした傾向は、

有司官僚に対する批判が激しくなればなるほど、民権派新聞の論調は天皇の「聖旨」に対する期待をより深めていったことを意味するものであるといえるが、それは民権派新聞が天皇巡幸に対して最初にかけた期待がもたらした必然的な帰結でもあったといえよう。民権派新聞は、「聖旨」の論理の正面からの克服ではなく、むしろ有司専制に対するより強固な批判の根拠とする方向へと論調を展開していったのである。

おわりに

以上のように、民権派新聞の社説を通じてみた限り、民権側では天皇巡幸を単なる批判の言をもって迎えたとは言えない。勿論、一部の社説においては、天皇巡幸に対する明確な批判意識をみせていた。天皇の慈恵心による治民の効果を否定した『朝』(一八七八年五月十日)と、国会開設の要求が全国的に広がっていくなかで天皇巡幸の無用を主張した『横』(一八八〇年四月四日)の社説、そして地方官心得書の形式的な側面を批判した『曙』(一八七八年八月九日)の社説などがそ

の例であるといえる。

しかし、こうした天皇巡幸に対する正面からの批判も、全体の社説を代弁するほどのものではなかった。

ほとんどの社説は、「聖旨」と「開化」の論理に基づいて、巡幸が民権の実現にも役立つものであると認識していたからこそ、巡幸の弊害に対する批判の論点を持ち出すことも可能であったのであり、最初から巡幸に対して批判の論点をもって迎えたわけではなかった。

一八八〇年の中央道巡幸、翌年の北海道巡幸に際しての天皇の「親断」に対する期待の拡大も、有司専制に対する明確な批判を媒介としたものの、こうした天皇巡幸に対する期待の範疇を出るものではなかったのである。

そういう意味では、民権派新聞が民権の主張をより効果的に展開するために「聖旨」と「開化」の論理を持ち出した場合にも、究極的には天皇の權威を背負って上からの文明化を推進する支配層の論理を克服することが困難であった限界性を指摘せずにはいかない。民権側の主張の論理的な根拠が天皇の「聖旨」に基づ

いている限り、それはむしろ天皇の伝統的な權威を背負っている有司専制にもっと天皇を中心とする権力の集中をもたらす結果になり、さらに、天皇巡幸を「開化」の効果をもたらすものとして捉え、あるいはすでに「開化」の効果認め、巡幸無用論を主張するような楽観的な文明開化の認識だけでは、文明化の諸価値を超越的に占有する天皇像のもとで上からの開明政策を走る明治政府と先鋭に対抗できるほどの論理を見出だすことはできないのである。

勿論、未だ近代天皇制が制度的に確立されていない段階において、民権派新聞の天皇に対する批判如何をもって自由民権運動の評価をはかることはできない。しかし、天皇巡幸に対する民権側での批判的な論調をもって、その対抗関係を強調するだけでは、天皇巡幸に対する民権側の対応のあり方を正しく理解することができないだろう。

(1) 色川大吉『近代国家の出発』中央公論社、一九六六年、三〇頁。

- (2) 遠山茂樹「天皇制と天皇」(遠山茂樹編『近代天皇制の成立』岩波書店、一九八七年、二四～三四頁)。
- (3) 遠山茂樹「自由民権思想と共和制」(遠山茂樹編『自由民権と現代』筑摩書房、一九八五年)。
- (4) 遠山茂樹氏は、最近著した『明治維新と天皇』(岩波書店、一九九一年)で、この点について若干の補足を付けている。つまり、民権派新聞の天皇に対する文体が、政府側の国体論と近似しており、官僚専制を批判しながらも、天皇の存在そのものの役割を含む国体論の内容にまで立入って批判しなかった理由の一つとして、儒学的影響による制約をあげ、それが民権派の天皇の特質に対する過少評価につながるのではないかという見解を示した(一九八～二〇〇頁)。しかし、ここにおいても「社説の結論は巡行の批判」にあるという立場にあり、それ以上の批判の内容に対する分析は行っていない。
- (5) ここで検討の対象とする民権派新聞とは、『朝野新聞』、『東京曙新聞』、『郵便報知新聞』、『横浜毎日新聞』(一八八〇年十二月『東京横浜毎日新聞』と改称)の四つである(以下それぞれ『朝』、『曙』、『郵』、『横』と略す)。これらは、「大新聞」といわれる当時の代表的な民権派新聞として、地域の豪農、地主らの有力な読者層からの販売収入がその経営基盤を支えて

- いたという(山本武利『近代日本の新聞読者層』法政大学出版、一九八一年参照)。
- (6) さらに、『朝』(一八七六年五月三十日)の社説では、「今般ノ御巡幸ハ独リ奥州ニ限リテ両羽ニ及バザル歟ノ疑団ヲ生起シ来リ、為メニ懽然タルコト久シ」として山形・秋田県へ行幸しないことに遺憾の意を表し、六月十三日の社説では、地方官会議を開催しないために東北巡幸を行うという説に対して、これを「全く無根ノ妄説タル」と言い切っており、『曙』(六月三日)でも「必ず別ニ深キ理由アルベク」として『朝』と同様の論調をみせている。また、『郵』(七月六日)でも、この説を「妄断ヲ下スモノ」としたうえで、「我社会ノ勢運ガ之ヲ促サ、ルガ如キ停滞静止ノ悲景ニ駐ルヲ憾ムル而已」として、地方官会議の開催如何は世論がそれを要求しないがためであるという認識を示しており、天皇巡幸そのものへの批判は見られない。
- (7) 民権派新聞では、この巡幸を通じて民衆が天皇を生き神として迎える旧習から目覚めることを期待したが、実際において天皇を生き神として迎える民衆の民俗的な反応は、沿道各地で一般的にみられる傾向である。勿論、民衆のこうした民俗的な反応は、支配層のねらうイデオロギー的な天皇像とは別の次元においての「天皇信仰」として捉える必要があるが、一方では、

かかる信仰形態が、国家の天皇神聖化政策によって、民衆のなかにイデオロギーとしての天皇崇拜が形成されていくうえで、一つの媒介になったことは無視できないだろう。民俗的な「天皇信仰」については、宮田登『生き神信仰』塙書房、一九六〇年参照。

(8) 但し、民権側が天皇の神聖を否定したとして、それが直ちに天皇の存在を批判したり、否定したことを意味するものではない。この点については天皇の神種・神聖をめぐる民権派新聞、とりわけ『朝』・『横』と『東京日々新聞』との論争参照（遠山茂樹編『日本近代思想大系2・天皇と華族』岩波書店、一九八八年、一六一～一九二頁）。

(9)(10) 前掲『天皇と華族』六六～七〇頁。

(11) このように、地方官心得書の「聖旨」に基づいて巡幸沿道の地方官が外見上の虚飾を施すことを戒めているのは、天皇巡幸に対する民権派新聞の論調のなかにもっとも一般的にみえる傾向である。例えば、『朝』一八七八年七月十二日、九月五日、九月十四日、『曙』同年十月八日、十月二十二日、『横』一八八一年七月三日の社説参照。

(12) こうした地域の間層に対する批判は、地方新聞により具体的に示されている。例えば、『両羽新聞』一八八一年七月二一日（『山県県史』近代史1、一一三四～一一三六頁）と『栃木新聞』一八八一年八月十五日（『栃木県史』史料編一、八三七～八三八頁）の社説は、それぞれ地域の有志等が天皇巡幸をきっかけとして自らの地域的な基盤を確保しようとする意図を看破し、その実体を非難したものであるが、それが「聖旨」に基づく批判であった点では、民権派新聞の論調と同様であった。

(13) 『長野県史』近代資料編、第三卷一、二〇頁。

(14) 前掲『天皇と華族』八三頁及び四八五頁参照。

(一橋大学助手)